

【改訂内容】 ※変更箇所抜粋

| 改訂箇所          | 改定前   | 改定後   |
|---------------|---|---|
| 6. (取引内容の照会等) | <p>(1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。</p> <p>(2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、振込内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください</p> | <p>(1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。</p> <p>(2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、振込内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。<b>ただし、当行のATMによる、当行口座または他金融機関口座からの振込の場合には上記にかかわらず、通知なしに引落口座に資金を返却します。</b></p> |